

## 後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されました。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料率は都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直されます。平成30・31年度の新保険料率は、医療費の増加などを考慮して、次のとおり改定されました。

### ▼所得割の保険料率と均等割り額の新旧比較

区分	平成28・29年度	平成30・31年度
所得割の保険料率	7.85%	7.85%
均等割額	39,500円	40,400円

### ▼均等割保険料の軽減対象が拡大されました。

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため軽減対象が拡大となり、軽減判定所得基準額が引き上げられました。

均等割保険料の軽減対象所得基準額（世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	旧（平成29年度）	新（平成30年度～）
5割軽減	33万円+ <u>27万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>27万5千円</u> ×被保険者数
2割軽減	33万円+ <u>49万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>50万円</u> ×被保険者数

### ▼賦課限度額が引き上げられました。

中間所得者層の負担軽減を図るために賦課限度額が引き上げられました。

区分	旧（平成29年度）	新（平成30年度～）
賦課限度額	57万円	62万円

▼収入別保険料額のモデルケース(単身世帯で、年金収入のみの場合)(年額)

年金収入額	平成 29 年度保険料 (適用される軽減)	平成 30・31 年度保険料 (適用される軽減)	上昇額
現役並み所得者 (383 万円)	209,600 円	210,500 円	900 円
月額 16.8 万円 (201 万円)	61,700 円 (所得割 2 割軽減、均等割 2 割軽減)	70,000 円 (均等割 2 割軽減)	8,300 円
月額 15 万円 (180 万円)	36,700 円 (所得割 2 割軽減、均等割 5 割軽減)	41,300 円 (均等割 5 割軽減)	4,600 円
基礎年金受給者 (80 万円以下)	3,900 円 (注) (均等割 9 割軽減)	4,000 円 (均等割 9 割軽減)	100 円

(注) 年金収入額が 153 万円以下の人は、所得割保険料はかかりません。

▼保険料のお知らせについて

※ 平成 30 年度の保険料額は、平成 29 年中の所得に基づいて 8 月 1 日に決定され、8 月中旬に郵送で通知されます。

年金から保険料を直接天引きされることを『特別徴収』といい、納付書または口座振替により保険料を納付する方法を『普通徴収』といいます。

『特別徴収』は、年間 6 回の年金支給時に行われますが、このうち、4 月・6 月・8 月の各年金支給日に天引きされる保険料は、平成 28 年中の所得に基づいた仮徴収金額です。

なお、10 月・12 月・2 月に天引きされる保険料の額は、平成 30 年度の保険料額から仮徴収額を差引いた金額になります。

『普通徴収』は、8 月末日から翌年 3 月末日までの各月末(合計 8 回)が納期限となります。

現在『特別徴収』の方で、『普通徴収』への変更を希望される場合は、役場での手続きが必要です。

その他ご不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。